

重要事項説明書

記入年月日	2025年7月1日
記入者名	佐藤 つぐみ
所属・職名	さわやか東神楽館 施設長

1. 事業主体概要

種類	個人 / 法人	
	※法人の場合、その種類	営利法人
名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃさわやかくらぶ 株式会社さわやか倶楽部	
主たる事務所の所在地	〒 802-0044 北九州市小倉北区熊本2丁目10番10号	
連絡先	電話番号	093-551-5555
	FAX番号	093-513-3222
	ホームページアドレス	http://www.sawayakacclub.jp
代表者	氏 名	山本 武博
	職 名	代表取締役
設立年月日	2004 年 12 月 1 日	
主な実施事業	※別紙1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2. 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) さわやかひがしかぐらん さわやか東神楽館	
所在地	〒071-1512 北海道上川郡東神楽町北1条東2丁目9番18号	
主な利用交通手段	最寄駅	JR旭川駅
	交通手段と所要時間	①車：JR旭川より車で30分 ②バス：JR旭川より【東神楽線】東神楽12号バス停まで40分
連絡先	電話番号	0166-83-6666
	FAX番号	0166-83-6677
	ホームページアドレス	https://sawayakclub.jp/higashikagurakan
管理者	氏名	佐藤 つぐみ
	職名	施設長
建物の竣工日		2010年7月1日
有料老人ホーム事業の開始日		2010年8月1日

(類型) 【表示事項】

① 介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 2 介護付（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合） 3 住宅型 4 健康型		
1 又は 2 に該当する場合	介護保険事業者番号	0173100447
	指定した自治体名	北海道
	事業所の指定日	2010年8月1日
	指定の更新日（直近）	2022年8月1日

3. 建物概要

土地	敷地面積	6,275.83㎡				
	所有関係	① 事業者が自ら貸借する土地（一部）				
		② 事業者が賃借する土地				
		抵当権の有無	1	あり	②	なし
		契約期間	①	あり (2012年3月6日～2032年3月5日)	2	なし
	契約の自動更新	1	あり	②	なし	
建物	延床面積	全体	5,359.93㎡			
		うち、老人ホーム部分	5,359.93㎡			
	耐火構造	① 耐火建築物 ② 準耐火建築物 ③ その他（ ）				
	構造	① 鉄筋コンクリート ② 鉄骨造 ③ 木造 ④ その他（ ）				
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物				
		② 事業者が賃借する建物				
		抵当権の設定	1	あり	②	なし
契約期間		①	あり (2012年3月6日～2032年3月5日)	2	なし	
	契約の自動更新	1	あり	②	なし	
居室の状況	居室区分 【表示事項】	① 全室個室				
		② 相部屋あり				
		最小	1	人部屋		
		最大	2	人部屋		
		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1	有/無	有/無	21.00㎡	100室	介護居室個室
	タイプ2	有/無	有/無			
タイプ3	有/無	有/無				

※「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一次介護室」の別を記入。

共用施設	共用便所における 便房	11ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	0ヶ所	
			うち車椅子等の対応が可能な便房	11ヶ所	
	共用浴室	6ヶ所	個室	3ヶ所	
			大浴場	3ヶ所	
	共用浴室における 介護浴槽	1ヶ所	チェアー浴	0ヶ所	
			リフト浴	0ヶ所	
			ストレッチャー浴	2ヶ所	
			その他（	0ヶ所	
	食堂	① あり	2 なし		
	入居者や家族が利用 できる調理設備	① あり	2 なし		
エレベーター	1 あり（車椅子対応） ② あり（ストレッチャー対応） 3 あり（上記1・2に該当しない） 4 なし				
消防用設備 等	消火器	① あり	2 なし		
	自動火災報知設備	① あり	2 なし		
	火災通報設備	① あり	2 なし		
	スプリンクラー	① あり	2 なし		
	防火管理者	① あり	2 なし		
	防災計画	① あり	2 なし		
その他	相談室・ゲストルーム・洗濯室・駐車場・健康管理室・理美容室等 ※理美容は別途利用料が必要				

4. サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	当施設の運営については、介護付有料老人ホーム「さわやか東神楽館」が居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者が心豊かに、明るく生活できるよう配慮致します。		
サービスの提供内容に関する特色	入居者様の人格を尊重し、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え各個人に応じた適切なサービスに努めます。		
入浴、排せつ又は食事の介護	① 自ら実施	2 委託	3 なし
食事の提供	1 自ら実施	② 委託	3 なし
洗濯、掃除等の家事に供与	1 自ら実施	② 委託	3 なし
健康管理の供与	① 自ら実施	2 委託	3 なし
安否確認又は状況把握サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし
生活相談サービス	① 自ら実施	2 委託	3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略

特定施設入居者生活介護の加算 の対象となるサービスの体制の 有無	個別機能訓 練加算	(Ⅰ)	① あり	2 なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	夜間看護体 制加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	① あり	2 なし
	協力医療機 関連携加算	-1	1 あり	② なし
		-2	1 あり	② なし
	生活機能向 上連携加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	看取り介護 加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	栄養スク リーニング 加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	口腔機能向 上加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	ADL維持 等加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	介護職員処 遇改善加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
		(Ⅲ)	① あり	2 なし
	認知症専門 ケア加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	サービス提 供体制強化 加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
		(Ⅲ)	1 あり	② なし
	入居継続支 援加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	退去時情報提供加算		1 あり	② なし
	高齢者施設等 感染対策向上 加算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
	新興感染症等施設療養費		1 あり	② なし
	生産性向上 推進体制加 算	(Ⅰ)	1 あり	② なし
		(Ⅱ)	1 あり	② なし
人員配置が手厚い介護サービスの 実施の有無	1 あり	(介護・看護職員の配置率) : 1		
	② なし			

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可		① ② ③ 4 救急車の手配 入退院の付き添い 通院介助 その他（	
----------------	--	--	--

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可		1 2 3 一時介護室へ移る場合 介護居室へ移る場合 その他 ()	
判断基準の内容		①主治医又は協力医療機関等が、医学的な見地から必要と判断した場合 ②心身の状況により、管理者が必要と判断した場合 ③被保険者証に、認定審査会の意見として記載がある場合	
手続きの内容			
追加的費用の有無		1 あり 2 なし	
居室利用権の取扱い		一時的に利用する共用施設であり、居室の利用権に変更はない。	
前払金償却の調整の有無		1 あり 2 なし	
従前の居室との仕様の 変更	面積の増減	1 あり 2 なし	
	便所の変更	1 あり 2 なし	
	浴室の変更	1 あり 2 なし	
	洗面所の変更	1 あり 2 なし	
	台所の変更	1 あり 2 なし	
	その他の変更	1 あり	(変更内容)
		2 なし	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	1 あり ② なし
	要支援の者	① あり 2 なし
	要介護の者	① あり 2 なし
留意事項	自立及び介護保険法における、要支援1から要介護5までの認定を受けた65歳以上の高齢者及び第2号被保険者。	
契約の解除の内容	・以下のいずれかに該当する場合に、契約は終了するものとします。 1、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護利用契約書第16条の契約の終了事由に該当した場合 2、入居者からの契約解除に基づき解除をおこなった場合 3、事業者からの契約解除に基づき解除を通告し、予告期間が満了した場合 ・入居者は以下に該当した時は30日以上前に規程様式の解約届を事業者へ提出し、契約を解除することができます。 1、入居者及び身元引受人が退去を希望する場合。 2、事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく特定施設サービスを実施しない場合。 3、事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反したとき。 4、事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他重大な事情が認められる場合。 5、他の入居者が入居者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。 ・事業者は以下に該当した時は、30日以上予告期間をもって契約を解除することができます。 1、他の入居者の生活、又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。 2、利用料等の支払いを3ヶ月以上滞納したとき。 3、入居時の提出書類で虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき。 4、入院、外出等で3ヶ月以上居室を利用できなくなったとき。 5、利用者又は利用者の家族等からの職員に対する身体的暴力、精神的暴力又はセクシュアルハラスメントにより、職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であつて、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して介護サービスを提供することが著しく困難になったとき。 6、その他、利用契約の条項に反したとき。	
事業主体から解約を求める場合	解約条項	入居契約書 第29条
	解約予告期間	1ヶ月
入居者からの解約予告期間	1ヶ月	
体験入居の内容	① あり (内容：2泊まで無料 以降1泊5,500円、食事込) 2 なし	
入居定員	100人	
その他	その他 生活の様子をブログや広報誌に掲載することがあります。	

5. 職員体制

※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算 人数 ※1 ※2
	合 計			
	常勤	非常勤		
管理者	1.00人	1.00人	0.00人	0.50人
生活相談員	1.00人	1.00人	0.00人	1.00人
直接処遇職員	38.00人	16.00人	14.00人	30.70人
介護職員	30.00人	14.00人	18.00人	24.40人
看護職員	6.00人	6.00人	1.00人	6.30人
機能訓練指導員	1.00人	1.00人	0.00人	1.00人
計画作成担当者	2.00人	2.00人	0.00人	1.00人
栄養士	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
調理員	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
事務員	1.00人	0.00人	0.00人	1.00人
その他職員	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
1 週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				40.00人

※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

（資格を有している介護職員の人数）

	合 計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	0.00人	0.00人	0.00人
介護福祉士	13.00人	7.00人	6.00人
実務者研修の修了者	1.00人	1.00人	0.00人
初任者研修の修了者	9.00人	4.00人	5.00人
介護支援専門員	0.00人	0.00人	0.00人

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合 計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0.00人	0.00人	0.00人
理学療法士	0.00人	0.00人	0.00人
作業療法士	1.00人	1.00人	0.00人
言語聴覚士	0.00人	0.00人	0.00人
柔道整復士	0.00人	0.00人	0.00人
あん摩マッサージ指圧師	0.00人	0.00人	0.00人

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (19時～ 7時)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	0.00人	0.00人
介護職員	3.00人	3.00人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1以上 b 2 : 1以上 c 2.5 : 1以上 ㉑ 3 : 1以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	2.8:1
※公告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択		
外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者		他の職務との兼務				1 あり		2 なし			
		業務に係る資格等				1 あり					
						資格等の名称		介護福祉士			
		2 なし									
		看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数		2		2	4						
前年度1年間の退職者数		1			3						
業務に 応じた 従事した 職員の 経験年数 に 人数	1年未満			1	3						
	1年以上 3年未満	1		3	3						
	3年以上 5年未満	1		5	2						
	5年以上 10年未満	2	2	4	4	1				2	
	10年以上	2		3	2	1		1			
従業者の健康診断の実施状況				1 あり		2 なし					

6. 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式	
利用料金の支払方法 【表示事項】		1 全額前払い方式	
		2 一部前払い・一部月払い方式	
		③ 月払い方式	
		4 選択方式 ※該当する方式を 全て選択	1 全額前払い方式 2 一部前払い・一部月払い方式 3 月払い方式
年齢に応じた金額設定		1 あり	② なし
要介護状態に応じた金額設定		1 あり	② なし
入院等による不在時における 利用料金（月払い）の取扱い		① 減額なし 2 日割り計算で減額 3 不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額	
利用料金の 改定	条件	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案する。	
	手続き	手続き 運営懇談会において入居者もしくは身元引受人に説明する。	

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

				プラン 1	プラン 2	
入居者の状況	要介護度			要介護3	要介護2	
	年齢			86歳	84歳	
居室の状況	床面積			21.00 m ²	21.00 m ²	
	便所			①有 2 無	①有 2 無	
	浴室			1 有 ②無	1 有 ②無	
	台所			1 有 ②無	1 有 ②無	
入居時点で必要な費用	前払金			0円	0円	
	敷金			0円	0円	
月額費用の合計				156,155円	168,995円	
家賃（非課税）				33,000円	33,000円	
サービス費用	介護保険外※2	特定施設入居者生活介護の費用 ※1				
		食費	62,280円	62,280円		
			(消費税4,320円)を含みます	(消費税4,320円)を含みます		
		管理費	44,992円	44,992円		
			(消費税1,714円)を含みます	(消費税1,714円)を含みます		
		介護費用	0円	0円		
			(消費税 円)を含みます	(消費税 円)を含みます		
		光熱水費	5,000円～	5,000円～		
			水道1,500円(税抜き) 電気料金個人メーター	水道1,500円(税抜き) 電気料金個人メーター		
		その他				

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

※契約期間の中途において消費税率の改定もしくは介護保険利用者負担金に関わる

基本単位の変更が行なわれた場合には、事業者からの通知の有無にかかわらず、

消費税率改定後の税率および変更後の基本単位により計算することとします。

※食費は1日3食おやつを含み提供。朝食、昼食、夕食各692円(消費税52円を含む)

(利用料金の算定根拠)

費 用	算定根拠
家賃	33,000円～48,000円
敷金	なし
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	44,992円
食費	62,280円
光熱水費	水道代（定額1,650円税込）＋電気代（個人メーター）
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	寝具リース料（85円/日消費税8円含む）・預かり金手数料（1,100円/月消費税100円含む）・電話料（実費）・複写物（10円/枚消費税込）・買い物代行（1,100円/時消費税100円含む）・個別の外出付き添い（1,650円/時消費税150円含む）等

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠) ※特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	介護報酬の告示上の額
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乗せサービス)	なし
※介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠		
想定居住期間（償却年月数）		ヵ月
償却の開始日		入居日
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		円
初期償却率		%
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	
	入居後3月を超えた契約終了	
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他（名称： ）	

7. 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

※人数は単位の記入不要

性別	男性	28人
	女性	69人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	7人
	75歳以上85歳未満	28人
	85歳以上	62人
要介護度別	自立	0人
	要支援 1	20人
	要支援 2	6人
	要介護 1	44人
	要介護 2	13人
	要介護 3	6人
	要介護 4	8人
	要介護 5	0人
入居期間別	6ヶ月未満	7人
	6ヶ月以上1年未満	18人
	1年以上5年未満	39人
	5年以上10年未満	26人
	10年以上15年未満	7人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

※単位の記入不要

平均年齢	88.2歳
入居者数の合計	97人
入居率※	97.00%

※入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

※人数は単位の記入不要

退去先別の人数	自宅等	5人
	社会福祉施設	10人
	医療機関	7人
	死亡者	15人
	その他	1人
生前解約の状況	施設側の申し出	0人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	2人
		(解約事由の例) 特養入所、長期入院等

8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

1	窓口の名称		さわやか東神楽館	
	電話番号		0166-83-6666	
	対応している時間	平日	8:30～17:30	
		土曜	8:30～17:30	
		日曜・祝日	8:30～17:30	
定休日		なし		
		苦情解決担当者 田中香織 (計画作成担当者)		
		苦情解決責任者 佐藤つぐみ (管理者)		
2	窓口の名称		株式会社さわやか倶楽部	
	電話番号		093-551-5555	
	対応している時間	平日	8:30～17:30	
		土曜	8:30～17:30	
		日曜・祝日	8:30～17:30	
定休日		なし		
3	窓口の名称		北海道国民健康保険団体連合会	
	電話番号		011-231-5161	
	対応している時間	平日	9:00～17:00	
		土曜		
		日曜・祝日		
定休日		土・日・祝日・年末年始		
4	窓口の名称		東神楽町役場健康ふくし課	
	電話番号		0166-83-5403	
	対応している時間	平日	9:00～17:00	
		土曜		
		日曜・祝日		
定休日		土・日・祝日・年末年始		
5	窓口の名称			
	電話番号			
	対応している時間	平日		
		土曜		
		日曜・祝日		
定休日				
6	窓口の名称			
	電話番号			
	対応している時間	平日		
		土曜		
		日曜・祝日		
定休日				

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	① あり	(その内容) サービスの提供に伴って当事業所の責任により利用者の生、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められた場合には、事業者の損害賠償責任が生じない場合があります。
	2 なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	① あり	(その内容) 保険会社と協議の上、対応を行います。
	2 なし	
事故対応及びその予防のための指針	① あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	① あり	実施日	2025年12月
		結果の開示	① あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
管理規程	① 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 3 公開していない
事業収支計画書	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない
財務諸表の原本	1 入居希望者に公開 2 入居希望者に交付 ③ 公開していない

10. その他

運営懇談会	① あり	(開催頻度) 年 2 回
	2 なし	
	1 代替措置あり	(内容)
	2 代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1 あり (提携ホーム名:)	
	② なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	① あり 2 なし	
	3 サービス付き高齢者向け住宅の登録を行っているため、高齢者の居住の安定確保に関する法律第23条の規定により、届出が不要	
高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の登録	1 あり ② なし	
有料老人ホーム設置運営指導指針「6. 規模及び構造設備」に合致しない事項	1 あり ② なし	
合致しない事項がある場合の内容		
「7. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	1 適合している (代替措置) 2 適合している (将来の改善計画) 3 適合していない	
有料老人ホーム設置運営指導指針の不適合事項		
不適合事項がある場合の内容		

添付書類: 別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)

別添2 (個別選択による介護サービス一覧表)

様 印

説明年月日 年 月 日

説明者署名 印

※契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添1 事業主体が北九州市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類			事業所の名称	所在地
＜居宅サービス＞				
訪問介護	あり	なし		
訪問入浴介護	あり	なし		
訪問看護	あり	なし		
訪問リハビリテーション	あり	なし		
居宅療養管理指導	あり	なし		
通所介護	あり	なし		
通所リハビリテーション	あり	なし		
短期入所生活介護	あり	なし	さわやか室蘭館	北海道室蘭市幸町9-8
短期入所療養介護	あり	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	なし	さわやか室蘭館	北海道室蘭市幸町9-8
福祉用具貸与	あり	なし		
特定福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型サービス＞				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	あり	なし		
夜間対応型訪問介護	あり	なし		
認知症対応型通所介護	あり	なし		
小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
認知症対応型共同生活介護	あり	なし	グループホーム むろらん	北海道室蘭市幸町9-5
地域密着型特定施設入居者生活介護	あり	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	あり	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
居宅介護支援	あり	なし		
＜居宅介護予防サービス＞				
介護予防訪問介護	あり	なし		
介護予防訪問入浴介護	あり	なし		
介護予防訪問看護	あり	なし		

介護予防訪問リハビリテーション	あり	なし		
介護予防居宅療養管理指導	あり	なし		
介護予防通所介護	あり	なし		
介護予防通所リハビリテーション	あり	なし		
介護予防短期入所生活介護	あり	なし	さわやか室蘭館	北海道室蘭市幸町9-8
介護予防短期入所療養介護	あり	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	なし	さわやか室蘭館	北海道室蘭市幸町9-8
介護予防福祉用具貸与	あり	なし		
特定介護予防福祉用具販売	あり	なし		
＜地域密着型介護予防サービス＞				
介護予防認知症対応型通所介護	あり	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	あり	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	あり	なし	グループホーム むろらん	北海道室蘭市幸町9-5
介護予防支援				
＜介護保険施設＞				
介護老人福祉施設	あり	なし		
介護老人保健施設	あり	なし		
介護療養型医療施設	あり	なし		

別添 2

有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						
	特定施設入居者生活介護 費で実施するサービス (利用者一部負担※1)	個別の利用料で、実施するサービス (利用者が全額負担)		料金※3	備考	あり
		含有 ※2	都度 ※2			
介護サービス						
食事介助 排泄介助・おむつ交換 おむつ代 入浴（一般浴）介助・清拭 特浴介助 身辺介助（移動・着替え等） 機能訓練	なし	あり	なし			
	なし	あり	なし			
	なし	あり	なし			
	なし	あり	なし			
	なし	あり	なし			
	なし	あり	なし			
	なし	あり	なし			
通院介助	なし	あり	なし	1,650円 /時間 (消費 税150円 含)	○	※付き添いができる範囲を明確化すること
生活サービス						
居室清掃	なし	あり	なし			
リネン交換	なし	あり	なし	○		
目常の洗濯 居室配膳・下膳 入居者の嗜好に応じた特別な食事 おやつ	なし	あり	なし			
	なし	あり	なし			
	なし	あり	なし			
	なし	あり	なし			
理美容師による理美容サービス	なし	あり	なし		○	
買い物代行	なし	あり	なし		○	※利用ができる範囲を明確化すること
役所手続き代行	なし	あり	なし			

金銭・貯金管理			なし	あり	○	預かり 金手数 料1,100 円/月 (消費 税100円 含)	
健康管理サービス							
定期健康診断			なし	あり	なし	※回数 (年○回など) を明記すること	
健康相談			あり	あり	なし		
生活指導・栄養指導			あり	あり	なし		
服薬支援			あり	あり	なし		
生活のリズムの記録 (排便・睡眠等)			あり	あり	なし		
入退院時・入院中のサービス							
移送サービス	なし	あり	なし	あり	○	1,650円 /時間 (消費 税150円 含)	
入退院時の同行	なし	あり	なし	あり	○	1,650円 /時間 (消費 税150円 含)	※付き添いができる範囲を明確化すること
入院中の洗濯物交換・買い物	なし	あり	なし	あり	○	1,650円 /時間 (消費 税150円 含)	
入院中の見舞い訪問	なし	あり	なし	あり	なし		

※1 : 利用者の所得等に応じて負担割合が変わる (1割又は2割の利用者負担)。

※2 : 「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額のサービスの費用に包含される場合と、サービスの都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3 : 都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

有料老人ホームの類型

類 型	類 型	説 明
介護付有料老人ホーム (一般型特定施設入居者生活 介護)		介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(介護サービスの職員が提供します。特定入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
介護付有料老人ホーム (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護)		介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能です。(有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスの委託先の介護サービス事業所が提供します。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできません。)
住宅型有料老人ホーム (注)		生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。 介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等のサービスを利用しながら当該有料老人ホームでの生活を継続することが可能です。
健康型有料老人ホーム (注)		食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。

注) 特定施設入居者生活介護の指定を受けていないホームにあつては、広告、パンフレット等において「介護付き」、「ケア付き」等の表示を行ってはいけません。

有料老人ホームの表示事項

表	示	事	項	表	示	事	項	の	説	明
居住の権利形態（右のいずれかを表示）		利用権方式		建物賃貸借契約及び終身建物賃貸借契約以外の契約の形態で、居住部分と介護や生活支援等のサービスの部分が一体となっているものです。						
		建物賃貸借方式		賃貸住宅における居住の契約形態であり、居住部分と介護等のサービスの部分が別々になっているものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容は有効になりません。						
		終身建物賃貸借方式		建物賃貸借契約の特別な類型で、都道府県知事から高齢者の居住の安定確保に基づき終身建物賃貸借事業の認可を受けたものです。入居者の死亡をもって契約を終了するという内容が有効です。						
		全額前払い方式		終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の全部を前払金として一括して受領する方式。						
利用料の支払方式（注1・注2）		一部前払い・一部月払い方式		終身にわたって受領する家賃又はサービス費用の一部を前払いとして一括受領し、その他は月払いする方式						
		月払い方式		前払い金を受領せず、家賃又はサービス費用を月払いする方式						
		選択方式		入居者により全額前払い方式、一部前払い・一部月払い方式、月払い方式のいずれかを選択できます。どの方式を選択できるのかを併せて明示する必要があります。						
		入居時自立		入居時において自立である方が対象です。						
入居時の要件（右のいずれかを表示）		入居時要介護		入居時において要介護認定を受けている方（要支援認定を受けている方を除く）が対象です。						
		入居時要支援・要介護		入居時において要支援認定又は要介護認定を受けている方が対象です。						
		入居時自立・要支援・要介護		自立である方も要支援・要介護認定を受けている方も入居できます。						
		北九州市指定介護保険特定施設（一般型特定施設）		介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができません。介護サービスは有料老人ホームの職員が提供します。（注3）						

介護保険	北九州市指定介護保険特定施設 (外部サービス利用型特定施設)	介護が必要となった場合、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用することができず。有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供します (注3)
	在宅サービス利用可	介護が必要となった場合、介護保険の在宅サービスを利用するホームです。
	居室区分 (右のいずれかを表示) (注※には1～4の数値を表示) (注4)	介護が必要となった場合に介護サービスを利用するための一般居室又は介護居室が全て個室である有料老人ホームです。 (注5)
	相部屋あり (※人部屋～※人部屋)	介護居室はすべてが個室ではなく、相部屋となる場合があるホームをいいます。
	1. 5 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員2人 (要介護者1.5人に対して職員1人) 以上の割合 (年度ごとの平均値) で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の2倍以上の人数です。
	2. 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者2人に対して職員1人以上の割合 (年度ごとの平均値) で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護の基準の1.5倍以上の人数です。
	2. 5 : 1 以上	現在及び将来にわたって要介護者5人に対して職員2人 (要介護者2.5人に対して職員1人) 以上の割合 (年度ごとの平均値) で職員が介護に当たります。これは介護保険の特定施設入居者生活介護で手厚い職員体制であるとして保険外に別途費用を受領できる場合の基準以上の人数です。
一般型特定施設である有料老人ホームの介護にかかわる職員体制 (右のいずれかを表示) (注6)		現在及び将来にわたって要介護者3人に対して職員1人以上の割合 (年度ごとの平均値) で職員が介護に当たります。介護保険の特定施設入居者生活介護のサービスを提供するためには少なくとも満たさなければならぬ基準以上の人数です。

[illegible]

- 注1) 老人福祉法の改正を受けて、従来は「一時金」「一時金方式」と記載していた項目については「前払金」「前払い方式」と修正していますが、当面の間、広告、パンフレット等において「一時金」「一時金方式」という表現を使用することも可能です。なお、「前払金」については、家賃又はサービス費用の前払いによって構成されるものであることから、その実態を適切に表現する名称として、広告、パンフレット等の更新の機会に応じて、順次、「前払金」という名称に切り替えるようにすることが望ましいものと考えます。
- 注2) 「前払金方式（従来の一時金方式）」については、「家賃又はサービス費用の全額を前払いすること」と、「家賃又はサービス費用の一部を前払いし、一部を月払いすること」では、支払方法に大きな違いがあることから、前者を「全額前払い方式」とし、後者を「一部前払い・一部月払い方式」としています。当面の間、広告、パンフレット等において「一時金方式」という表現を使用することも可能ですが、その場合であっても、入居希望者・入居者への説明にあつては、家賃又はサービス費用の全額を前払いする方式なのか、一部を前払いする方式なのかを、丁寧に説明することが望ましいものと考えます。
- 注3) 入居者が希望すれば、当該有料老人ホームの特定施設入居者生活介護サービスに代えて、訪問介護等の介護サービスを利用することが可能です。
- 注4) 一般居室は全て個室となつています。この表示事項は介護居室（介護を受けるための専用の室）が 個室か相部屋かの区分です。従つて、介護居室を特に設けずに一般居室にて介護サービスを提供する有料老人ホームにあつては、「個室介護」と表示することになります。
- 注5) 個室とは、建築基準法第30条の「界壁」により隔てられたものに限ることとしていますので、一の居室をふすま、可動式の壁、収納家具等によって複数の空間に区分したものは個室ではありません。
- 注6) 介護にかかわる職員体制は、当該有料老人ホームが現在及び将来にわたつて提供しようとして想定している水準を表示するものです。従つて、例えば、現在には要介護者が少なく1.5：1以上を満たす場合であっても要介護者が増えた場合に2.5：1程度以上の介護サービスを想定している場合にあっては、2.5：1以上の表示を行うこととなります。なお、職員体制の算定方法については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第175条第1項を第2号イ及び同第2項の規定によりります。なお、「1.5：1」「2.5：1」又は、「2.5：1」の表示を行おうとする有料老人ホームについては、年度ごとに職員名割合を算定し、表示と実態の乖離がないか自ら検証するとともに、入居者等に対して算定結果及びその算定方法について説明することが必要です。
- 注7) 訪問介護、訪問看護及び通所介護以外のサービスについて、委託先のサービス事業所がある場合は、サービス区分及びサービス事業所の名称を表示することが必要です。
- 注8) 提携ホームには、老人保健施設、病院、診療所、特別養護老人ホーム等は含まれません。